

鳥取県中山間地域のなりわい継業支援 事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業開始の20日前まで)

○下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

○交付決定通知により正式に事業着手することができます。

3. 事業開始

4. 事業完了

5. 実績報告書提出 (完了から20日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日)

○下記提出先に郵送又は持参してください。
※領収書の写し等など支払いを証明するものがない経費については補助金の対象
となりません。

6. 補助金支払い